

# Vol.31-2 多重債務者支援のための自治体連携制度について

消費者保護委員会 副委員長 鈴木 嘉夫

## 1. 概要

多重債務者の発見・誘導において当会が大阪府下の自治体と積極的に連携すると共に、自治体の協力の下、生活再建を含め多重債務者の救済を図る制度です。

主な連携内容としては、①自治体は、多重債務者の相談窓口を設置し（既存の組織の活用可）、市民に対して、積極的に多重債務救済窓口を広報する、②自治体担当者は、相談者（市民）から債務の内容などの事情聴取をした上で、専門家による多重債務状態の救済が必要と判断した場合、当会に連絡し、本制度による救済のために担当弁護士の紹介を依頼する、③当会は、登録弁護士リストから、担当弁護士を選任し、自治体及び本人に担当弁護士を伝える、④相談者は、担当弁護士と面談し、債務整理についての委任契約を締結し、債務整理を進める、⑤債務整理をするだけでなく、生活再建への支援が必要な相談者については、自治体において生活再建のための支援を実施する、⑥担当弁護士は、相談者の生活再建のために必要な限度で、自治体担当者と生活再建に向けた協議を行うことになっています。

なお、本制度における当会の体制としては、担当弁護士が毎日事務所に待機して、即日、面会日の予約を行い、その相談担当弁護士に、連携制度に関する研修の受講と民事法律扶助・着手金の分担を義務付ける登録制を採用しています。さらに、初回相談料は無料としています。

## 2. 制度創設までの経緯

平成18年12月に貸金業法の改正があり、平成19年4月に政府が多重債務問題改善プログラムを策定しました。そして、同プログラムにおいて、相談窓口の整備・強化が大きな柱の1つとして掲げられ、その具体的な取組み内容として、自治体の相談窓口において事実関係の整理等を行った上で弁護士に紹

介・誘導することにより、弁護士による効率的・効果的かつ低コストの対応ができるような体制構築を各地域で行われることとなりました。そこで、この取組みとして本制度を開始することにしました。

## 3. 現在までの連携の状況

まず、パイロット的に平成20年6月から豊中市と連携を開始しました。そして、豊中市との連携を発展させ、大阪府下全市町村を対象とした「自治体との連携による多重債務者救済制度」を創設し、平成21年1月から開始しました。平成21年4月から高槻市、八尾市が上記制度による連携に参加され、平成22年6月から大阪府も上記制度による連携に参加されました。さらに、平成25年12月からは貝塚市が、平成26年9月からは和泉市が上記制度による連携に参加されています。

## 4. 今後の課題

制度を創設してから5年が経過しましたが、上記制度による連携に参加されている自治体が大阪府を含めても6つです。

毎年、この連携制度を拡充しようと考え、未だ連携に至っていない自治体に案内文を送付し、問い合わせがあった自治体には直接説明をしに行き、昨年には貝塚市、今年は和泉市が上記制度による連携に参加されていますが、連携先はまだまだ少数です。

確かに、貸金業法の改正により、多重債務者は減少していますが、新たな借入れもできず、収入も少ないことから借金の返済を滞るだけでなく、生活自体困窮している方は少なくないと思われます。

本制度は、冒頭にもあるとおり、債務整理のみならず生活再建を含め多重債務者の救済を図ることを目的としており、多くの自治体と連携を図るようこの制度の拡充に努める必要があります。